

「真にあるべき」消費者庁設置を求める会長声明

日本弁護士連合会は、平成元年の第32回人権擁護大会で消費者庁の設置を求める決議をしたが、この間、後述するように、多発する消費者問題について行政の対応は立ち後れ、むしろ規制緩和政策によって消費者被害は深刻化し増加の一途をたどった。

このような現状のもと、政府は、本年1月、「消費者行政を統一的・一元的に推進するための強い権限を持つ新組織」を発足させることを表明し、「消費者行政推進会議」を設置した。この動きは、政府が、昨年、国民生活センターの廃止縮小を試み、地方の消費者行政予算・人員が一貫して削減されてきた経過に鑑みれば、重要な政策転換となる可能性もある。

同会議は、6月13日に最終報告書を採択し、「消費者にとって便利でわかりやすい」など新組織がみたすべき6原則をあげ、縦割行政の弊害や産業育成庁の限界をふまえて消費者・生活者の視点に立った行政への転換を図るため、消費者行政を統一的・一元的に推進するための強い権限を持った新組織として、消費者庁を来年度に発足させることを提言したが、これが真に実現するならば、消費者被害の予防と救済、消費者の権利の確立に向けた大きな前進である。

当会は、消費者被害防止と救済という真にあるべき消費者庁が設置され、加えて地方の消費者行政が実効性あるものとなるためには、次の諸点の実現が不可欠であると考え、これを強く求めるものである。

- 1 国は、消費者被害が多発する分野についての関連法の所管をできる限り消費者庁に移管し、また、共管になる場合には、消費者庁がリーダーシップを取ること等により縦割り行政・すき間行政の弊害を防止して消費者庁が関係官庁に対する指示、勧告その他諸権限及び新規立法の権限を持つような司令塔としての役割を担わせることにより消費者保護政策の行政施策を最優先とすること。
- 2 消費者庁は、消費者行政の企画・立案の過程で、地方で消費者被害に取り組む

消費生活相談員等現場の声に積極的に耳を傾けること等により、必要に応じて、関係省庁への勧告のみならず、許認可の事後的取消等を含む事業者に対する直接の指揮監督権限を積極的に発揮すること。

- 3 消費者庁は、消費者被害撲滅のために、地方の消費者相談窓口、消費者、事業者、公益通報者からの被害関連情報を一元的に集約し、調査・分析・公表する権限と原因究明機関を持つこと。
- 4 国は、消費者基本法第2条第1項に唱われている消費者の権利の実現のため、消費者による意見を反映できるように消費者の知る権利を確保し、また、消費者が消費者行政を監督できるシステムを構築する等実効性を担保するための消費者の具体的な諸権利を法律の明文で規定することにより消費者・生活者の視点に立った消費者保護行政を貫徹できるよう立法その他行政施策を進めること。
- 5 国は、地方行政における消費者行政の人的・物的制度の拡充を図るために必要な予算を確保することにより消費者行政の財政的な基盤を強固にすると同時に、人員、組織の充実をはかるなど、緊急に必要な措置を講ずること。
- 6 地方公共団体は、消費者の苦情相談が地方消費者相談窓口における助言・あっせん等で適切に解決・救済されるために、地方自治体の相談窓口を拡充し、雇い止めの解消等消費生活相談員の雇用形態を抜本的に見直し、消費者被害救済実務に精通した消費生活相談員を増員し、十分な研修等養成を図ること。

2008年（平成20年）7月10日

兵庫県弁護士会

会長 正木靖子